

陳情第 1号

令和5年 5月 3日

川崎市議会議長 様

幸区

共同親権を願う川崎市の会  
代表

ほか 5名

「別居・離婚後における良好な親子関係を維持する制度」を求める  
陳情

#### 陳情の要旨

「別居・離婚後における良好な親子関係を維持する制度」について、実施可能な部分から導入を検討していただけますよう陳情いたします。

もし国政での検討ならば、地方自治法第99条により、該当部分について意見書の提出を願います。

#### 陳情の理由

欧米諸国では、共同親権が普及しており、離婚後も両親が子どもの養育に共同で責任を持つことが一般的です。共同親権制度は、子どもの福祉の向上を目的として導入されており、一方の親だけが親権を持つ制度に比べ、子どもと両親の関係が維持されやすくなることが期待されています。日本でも、婚姻中から離婚後まで共同親権を求める声が高まっており、法務省の法制審議会家族法制部会で議論が進められていますが、迅速ではありません。共同親権が求められる背景には、離婚率の上昇や家族構造の多様化がありますが、子どもの権利を尊重し、両親が子どもの養育に平等に関与できる環境を整えることが、子どもの福祉に最も資するのではないかと思います。

民法第752条では「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。」

とされていることから夫婦の同居・協力・扶助義務があります。また、民法第877条第1項も同様であり、たとえ離婚後でも同様に子どもへの扶養義務が生じ得ることになっています。

しかし現状では、父母の「基礎収入」と「子の同居人数」を勘案した収入分配方式として生活費を定めることが多く、居住地、居住環境、教育費、ローン、医療費、各自治体からの手当等を考慮されていない実態があります。そうすると「子どもと同居している親」と「子どもと同居していない親」の間で、時々、生活水準が双方アンバランスになっている状況かと察しています。子どもの健全な成長を支えるためにも、是非生活状況に応じて、調和の取れた制度になることを要望します。

根本的として、まず社会全体にとって、子どもにとって、双方の親から愛されるような環境が大切だと思います。子どもの利益を第一に考え、親子の交流の場を確保できるように具体的な方針と指標を定め、さらには継続的な面会交流と公的機関の場所を拡充するように要望をいたします。

このほか、単独親権の確保を目的として、父母の同意を得ずに子どもを連れ去るという事案に目を向けてほしいと思います。これらの事案の中には、「暴力や虐待からの一時的な避難」と「親権（監護権）の確保」が混在し、濫用されていることがあります。保育施設の入退園、学校の転校手続、DV等支援措置に関する法令及び手続についても適正となるように改善を要望いたします。

具体的な項目については、次のとおりに記載します。将来的には、本市にとってより良い行政運用につながることを期待しています。

1～3について、迅速な制度化を望みます。

- 1 子どもの養育に関する制度化の見直し
  - ・子の監護に要する費用の適正な分担（監護方針の明確化）
  - ・児童手当の分担支給（双方の実親にそれぞれ分割支給）
- 2 子どもの面会交流の拡充と心理サポート
  - ・公的機関における面会交流場所の提供（公共施設の活用）
  - ・家族問題向けの専門カウンセラーの配置（子どもの相談窓口）
- 3 子どもの連れ去り（父母の同意のない居所変更）の防止
  - ・一方的な保育施設等の入退園防止（父母の意思確認）

- ・ 一方的な学校施設等の転校防止（父母の意思確認）
- ・ DV等支援措置に関する法令及び手続における事実確認（実施有無の必要性確認）